



平成 24 年 1 月 22 日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市自治基本条例推進会議

会長 佐々木 一彦

自治基本条例の普及に関する事項について（答申）

平成 23 年 4 月 16 日付け越企第 6 号で諮問のあったことについて、別添のとおり答申します。

# 自治基本条例の普及に関する事項について（答申）

## 1 はじめに

越谷市では、地方分権時代にふさわしい、これからの中のまちづくりの基本となる「越谷市自治基本条例」が平成21年6月に制定され、同年9月から施行されています。

自治基本条例は、市民が主役の自治のまちづくりを目指し、市民の市政への積極的な参加や市民と市、市民相互などの協働による“自治の推進”を図るとともに、市の目指すべき方向として“豊かな地域環境の創造”を掲げるなどまちづくりの最高規範として制定されたものです。

私たちは、「越谷市自治基本条例推進会議」の委員に平成22年4月に委嘱され、まず、自治基本条例の実効性を確保するための課題を明確にする必要があると考えました。そこで、推進会議の所管事項のうち、自治基本条例の適切な運用に関する事項及び自治基本条例の普及に関する事項について、越谷市の現状を他自治体との比較を含めて調査審議し、平成23年2月に「自治基本条例の実効性を確保するための課題」として報告書を提出しました。

そして、平成23年度は、自治基本条例の普及に関する事項について市長から諮問があり、これまで8回の会議を開催し、調査審議してきました。

このたび、これまでの会議の中で得た結論がまとまりましたので、ここに答申します。

## 2 自治基本条例の普及についての基本的な考え方

自治基本条例の実効性を確保し、自治のまちづくりをすすめていくためには参加、協働及び情報共有が必要です。特に情報共有は、参加と協働によるまちづくりの前提となり、まずは、市からの積極的な情報提供が重要になります。自治基本条例の普及とは、市民、市議会及び市長等のまちづくりの関係者が、自治基本条例のことによく知り、理解を深め、そのうえで、実践していくということです。しかしながら、自治基本条例の普及は、まだまだ不十分であり、浸透しているとは言い難い状況にあります。

本推進会議では、自治基本条例の普及について、「①若い世代への普及の取り組み」、「②地域コミュニティ組織への普及の取り組み」、「③市民活動団体への

普及の取り組み」及び「④幅広い市民を対象とした普及の取り組み」の4つの視点から調査審議してきました。そして、これらの4つの視点から調査審議していく中で、基本的な考え方を次の3つに整理しました。

まず、1つめですが、自治基本条例と日常の市民生活（暮らし）や地域での活動等との結びつきを具体的に示すということです。

自治基本条例は、まちづくりの基本理念をはじめ、参加、協働及び情報共有による自治のまちづくりを実現させるための制度や仕組み等の規範を明らかにする内容となっていますが、市民一人一人の生活者の視点との関連性が見えにくくなっているという現状があります。自治基本条例について、多くの市民の理解を得るためにには、この条例が、安心し、楽しく生活していく住みよい自治のまちを実現するための手段であり道具でもあることを、日常の市民生活（暮らし）や地域での活動等と関係する具体的な事例等を示すなどして、分かりやすく伝えていく必要があります。

次に、2つめですが、自治基本条例の普及には、条例の内容を、深く理解し、参加、協働及び情報共有による自治のまちづくりを積極的にすすめていく市民の存在が不可欠になるということです。

市内にある自治会やコミュニティ推進協議会などの地域コミュニティ組織は、防犯・防災やリサイクル、環境美化をはじめ、スポーツ・レクリエーションなど地域に密着した活動を行うとともに、地区のまちづくりに関する提言を行うなど地域づくりの推進に取り組んでいます。また、NPO団体、ボランティア団体などの市民活動団体は、その専門性や行動力を発揮して福祉、教育、文化、環境など、さまざまな分野で活躍しています。

自治基本条例の普及には、地域コミュニティ組織や市民活動団体との連携・協力が不可欠になります。「越谷市自治基本条例」では、協働を団体（組織）と団体（組織）が対等の関係で公共分野での課題に取り組むことを主に想定していますが、これらの団体（組織）との協働により自治基本条例の普及に取り組む必要があります。

また、地域には、まちづくりに関心のある人材が数多くいます。さらに、これまで、社会の第一線で活躍し、さまざまな知識、経験や能力を持つシニア世代をはじめ、年齢、性別を問わず、今後、まちづくりに取り組むことを期待出来る人材も数多くいます。このような人材に対し、まちづくりへの参加を促し、自治基本条例の普及に取り組む必要があります。

まちづくりの担い手として活躍している市民や、今後、活躍が期待出来る市民が、自治基本条例を意識し、一層、参加、協働及び情報共有による自治のまちづくりをすすめていくことは、ますます重要になると考えられます。

最後に3つめですが、自治基本条例を普及させていくための拠点となる場が重要な役割を果たすということです。

自治基本条例の普及には、市民と市、市民相互の情報共有が大切になります。また、地域コミュニティ組織や市民活動団体、市がそれぞれに、公共を担う対等なパートナーとして、自治基本条例に基づく参加、協働及び情報共有による自治のまちづくりを実践していくことは、自治基本条例の普及に繋がります。

これらのことから、自治基本条例の内容はもとより、条例の趣旨に基づく参加、協働及び情報共有による自治のまちづくりの取り組みの拠点であり、その実践の場となる施設等を設ける必要があります。

### 3 自治基本条例の普及についての方策

本推進会議では、自治基本条例の普及についての基本的な考え方を踏まえ、優先的にすすめることが望ましい、重要かつ効果的と思われる取り組みとして、次の5つの方策について提言します。

#### (1) 子ども版パンフレットの活用について

若い世代への自治基本条例の普及を目的として、子ども版パンフレットが作成されました。このパンフレットは、主に小学校6年生を対象とし、イラストや図を挿入するとともに、身近なまちづくりの事例を掲載するなど出来る限り分かりやすい表現を心がけ編集されています。今年度は、この子ども版パンフレットが市内の小学校6年生に配布され、社会科の授業等で活用されることになっていますが、来年度以降も引き続き活用され、越谷市のまちづくりの将来を担う子どもたちが、まちづくりについて考えるきっかけとなるよう着実に取り組んでいく必要があります。

また、子ども版パンフレットは、子どもだけではなく家庭や地域において、自治基本条例についての理解を深めることも期待出来ます。子ども版パンフレットが地域コミュニティ組織や市民活動団体への普及、さらには、幅広い市民への普及へと繋がるよう活用方法を検討する必要があります。

## **(2) 自治基本条例の愛称・キャッチフレーズ及び自治の日等の制定について**

自治基本条例という名称は、必ずしも市民にとって馴染みがあるとは言い難く、よく分からないと感じる市民も少なからずいます。

このような状況の中で、自治基本条例を普及させていくためには、自治基本条例の愛称やキャッチフレーズを用い、条例の役割や目指すもの及び日常の市民生活（暮らし）や地域での活動等とのかかわりを分かりやすく伝え、自治基本条例に親しみを持ってもらう必要があります。また、愛称やキャッチフレーズを決めていく過程は、自治基本条例の普及に繋がります。愛称やキャッチフレーズを決める際には、多くの市民の参加を促し、市民が親しめる愛称やキャッチフレーズとなるよう工夫する必要があります。

さらに、自治基本条例の普及についての取り組みを一過性のものとせず、継続的に実施していくため、自治の日等を制定するなど、自治基本条例の普及を積極的に推進し、自治基本条例に基づく参加、協働及び情報共有による自治のまちづくりへの理解を深める機会を定期的に設ける必要があります。

## **(3) シンポジウム等のイベントの開催及び既存のイベント等の活用について**

自治基本条例は、公募による市民が中心になって設置された「越谷市自治基本条例審議会」における89回の会議をはじめ、地区住民や市民活動団体等の各種団体を対象とした40回の懇談会・説明会の開催などにより、多くの市民の意見を得て制定されました。

このように多くの市民参加を得て制定された自治基本条例ですが、制定から2年余が経過しています。自治基本条例の実効性を確保するということを考えると、自治基本条例及びこの条例に基づく参加、協働及び情報共有による自治のまちづくりについて、市民と市と一緒に考え、検証するシンポジウム等のイベントを開催することは、大変有意義であるとともに、自治基本条例の普及に繋がります。シンポジウム等のイベントは、自治基本条例制定後のまちづくりを振り返り、あらためて自治基本条例が制定されたことで、市のまちづくりがどのように変わったのか、及び日常の市民生活（暮らし）や地域での活動等にどのような影響があるのかを考えられる内容にするとともに、多くの市民参加を得て開催される必要があります。

また、地域コミュニティ組織や市民活動団体は、それぞれの立場で積極的にまちづくりに取り組んでいます。これらの取り組みの中には、自治基本条例の

普及に活かせる各種イベントをはじめとする多くの機会があると考えられます。地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働により、これらの既存のイベント等を活用し、継続的に自治基本条例の普及に取り組むことを検討する必要があります。

#### **(4) 自治基本条例ハンドブック等の作成について**

自治基本条例制定後、パンフレットやそのポケット版、逐条解説（手引き）などが作成されました。そして、今年度は、子ども版パンフレットが作成されています。このような普及についてのパンフレット等は、その対象や目的ごとに個別に作成されてきましたが、これらの啓発物の集大成ともいべき自治基本条例ハンドブック等を作成する必要があります。

また、ハンドブック等の作成にあたっては、自治基本条例と日常の市民生活（暮らし）や地域での活動等とのかかわりを分かりやすく説明出来る事例を掲載するなど、より一層、工夫する必要があります。

さらに、まちづくりに関心のある市民や参加、協働及び情報共有による自治のまちづくりを積極的にすすめている地域コミュニティ組織や市民活動団体が、有効に活用出来る内容とする必要があります。

#### **(5) 市民活動支援センターの活用について**

平成24年6月に市民活動支援センターが設置されます。市民活動支援センターの設置目的は、市民の自主的かつ主体的な公共活動への参加を促進し、市民活動を行う団体を支援することで、誰もが、住みよい地域社会の実現を図るとともに、市民文化の向上に資するとなっており、参加、協働及び情報共有による自治のまちづくりの拠点として、地域コミュニティ組織や市民活動団体の活動・交流の場の提供及び情報の受発信などの機能が期待されています。

市民活動支援センターは、自治基本条例の趣旨を体現する施設とも言え、この設置を好機とし、自治基本条例の普及及び自治基本条例に基づく参加、協働及び情報共有による自治のまちづくりの実践の場として有効に活用していく必要があります。

## 4 むすび

本推進会議では、自治基本条例の普及について、より多くの意見が出されるよう、メーリングリストを活用し、また、調査審議にワークショップの手法を取り入れるなど、会議の運営方法を工夫して取り組んできましたが、特効薬とも言うべき、決定的な方策はありませんでした。このことからも自治基本条例の普及には、様々な方策を組み合わせながら、継続して着実に実施していくことが必要だと分かります。

また、まちづくりの関係者である市民、市議会及び市長等のそれぞれが、自治基本条例の内容を咀嚼（そしゃく）し、自治基本条例に基づく参加、協働及び情報共有による自治のまちづくりに積極的に取り組むこと、そして、その取り組みを不斷に発信することを通して、自治基本条例を浸透させていくことも可能になると考えられます。

自治基本条例の実効性を確保するため、この答申の内容が確実かつ適切に実施されていくよう、具体的に予算化されるとともに、今後、自治基本条例の普及についての取り組みが継続して着実に実施されていくことを望みます。

## 【参考資料】

### ○推進会議のこれまでの取り組み経過

推進会議では、平成22年4月の第1回会議（委嘱状交付式）以降、平成22年度に5回の会議を開催し、「自治基本条例の実効性を確保するための課題」をまとめ、報告書として提出しました。

そして、平成23年度は、8回の会議を開催し、「自治基本条例の普及に関する事項」について調査審議してきた内容を第9回会議（答申式）において、答申しました。

#### 平成22年度

会議	開催日	主な内容
第1回	4月 3日(土)	委嘱状交付式
第2回	5月 28日(金)	推進会議のスケジュールについて
第3回	8月 1日(日)	自治基本条例の適切な運用と普及について
第4回	11月 3日(水)	他自治体の取り組み事例について
第5回	2月 19日(土)	「自治基本条例の実効性を確保するための課題について」 市長に報告

#### 平成23年度

会議	開催日	主な内容
第1回	4月 16日(土)	「自治基本条例の普及に関する事項について」 市長から諮問
第2回	5月 21日(土)	若い世代への普及・子ども版パンフレットについて
第3回	6月 18日(土)	コミュニティ組織への普及について
第4回	7月 26日(火)	地域コミュニティ組織への普及について
第5回	8月 27日(土)	市民活動団体への普及について
第6回	10月 1日(土)	幅広い市民を対象とした普及について
第7回	11月 22日(火)	答申について
第8回	12月 19日(月)	答申について
第9回	1月 22日(日)	「自治基本条例の普及に関する事項について」 市長に答申

## ○答申をまとめるまでに出された意見

推進会議では、答申をまとめるまでに多くの意見がありました。メーリングリストを活用し、また、調査審議にワークショップの手法を取り入れるなどの工夫をした結果、重複を除いた意見の総数は、105件になりました。

分類	出された意見
若い世代への普及	自治基本条例についての動画を作成し、ホームページ等で活用する
	論文、作文、標語を募集する
	青少年集会を活用する
	高校生集会を活用する
	プロジェクトチームをつくりまちづくり体験を実施する
	市民としての学びの場を設ける
	広報ツール（ハンドブック）をつくる
	紙芝居をつくる
	子ども新聞をつくる（子どもたちが参加）
	自治基本条例に関するコンペティションを行う
	市内大学と協力してスポーツイベント・集会などを開催する
	自治会の役員や子ども会の保護者を通じた普及活動を行う
	学生に作文・絵をかいてもらう
	子ども会など地域で活動する子どもたちを対象にPRする
	越谷学生議会の取り組みを参考にする
子ども版パンフレット	成人式等でパンフレットを配布する
	市内にある大学と連携する
	学校に自治基本条例を普及させるための受け皿を設置する
	自治基本条例の必要性について説明する
	自治基本条例により何が変わるか説明する
	分かりやすい表現で文章を短くする
	見出しや項目を工夫する
	4～8ページが適当
	子どもの声、先生の声を取り入れる
	絵本、紙芝居、子ども新聞などの形式を参考にする

分類	出された意見
子ども版 パンフレット	キャラクターを活用して分かりやすくする
	かるた、漫画、紙芝居などを盛り込む
	すごろくを取り入れて分かりやすくする
	市民参加が基本であることを説明する
	一人一人がまちづくりに参加している事が分かる内容にする
	まちづくりについて一緒に考えることが出来る内容にする
	市民の権利を伝えることが必要
	「子どもの権利条約」を盛り込む
	行政の仕組みについて説明する
	住民投票について説明する
コミュニティ組織への普及	子どもに身近な事例を紹介する
	生徒会など学校と関係がある内容を盛り込む
	パンフレットの活用には教育委員会等の協力が必要になる
	市民活動支援センターを情報の収集・共有の場として活用する
	市民活動支援センターを協働の場として活用する
	コミュニティ組織の集まりに自治基本条例の講師を派遣する
地域コミュニティ組織への普及	自治基本条例を知るためのセミナーを開催する
	地域コミュニティ組織と市民活動団体の連携が必要
	団体の活動の中で自治基本条例の趣旨を活かすことが必要
	地区センター・公民館で自治基本条例の出前講座を開催する
	出前講座の前に楽しい催しを開催し参加者を増やす
	自治基本条例がテーマの寸劇を行う
	市内13地区へのパンフレットの配布や説明会を行う
	自治会単位で説明会を行う
	地区センター・公民館で実施している講座のメニューに盛り込む (自治基本条例大学)
	自治基本条例の講師を地域コミュニティ組織に派遣する
	地区的ホームページに関連情報(協働の事例等)を掲載する
	自治会館を活用して自治基本条例の普及をする
	市民を自治基本条例の講師として育成する
	地区で自治基本条例の推進リーダーを育成する
	自治会長に自治基本条例普及のリーダーになってもらう
	各自治会に自治基本条例相談員を配置する
	盛大式(50歳式)を開催し、まちづくりへの参加を促す

分類	出された意見
地域コミュニティ組織への普及	子ども版パンフレットを地域住民等にも配布する
	学生が自治会へ参加するための働きかけを行う
	自治会への加入を促進する
市民活動団体への普及	市民活動団体の活動や協働事業を推進する必要がある
	市民活動団体に広く周知する
	市民活動団体の代表者を通じて普及に取り組む
	自治基本条例協働事業などの冠事業を実施する
	自治基本条例の普及や市民活動の核になる人材が必要
	自治基本条例と市民活動を繋げるリーダーを養成する
	地域課題の解決に向けた、発言・活動しやすい仕組みをつくる
	分断されている組織・仕組みを結びつける
	組織・仕組みの課題解決に市民活動支援センターを活用する
幅広い市民への普及	自治基本条例の日を制定する
	自治基本条例のキャッチフレーズをつくる
	自治基本条例に愛称をつける
	自治基本条例のキャラクターをつくる
	自治基本条例のキャラクターをつくりホームページで活用する
	事例集をつくり、参加や協働のまちづくりの事例を紹介する
	自治基本条例に関するイベントを開催する
	既存のイベントを活用する（自治基本条例大賞を設ける）
	イベントを通じた普及が効果的
	イベントと関連して自治基本条例懸垂幕を掲示する
	イベントと関連してチラシ・ポスターを配布する
	越谷cityメールを関連イベントの告知に活用する
	花火大会等でPRする
	市民祭りでPRする
	鴨ネギ鍋を用いたイベント等を開催する
	広報紙、ホームページ、広報番組を活用する
	自治基本条例【ポケット版】を活用する
	高齢者向けパンフレットをつくる
	広報ツールを活用し条例のエッセンスを発信する
	自動販売機のテロップを活用する
	自治基本条例のステッカーをつくる
	自治基本条例に関するゲームをつくる

分類	出された意見
幅広い市民への普及	かるた、クイズを掲載したハンドブックをつくる
	自治基本条例に関する情報を提供する場が必要
	各団体で発行している情報紙に情報を掲載する
	T V・新聞等に取り上げられるような話題を提供する
	普及啓発用の動画をつくる
	自治基本条例についてドラマ仕立てで発表する
	繰り返し周知し普及させる必要がある
	普及する対象を明確にする
	長期、中期、短期と期間を区切って手法を検討する